

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止め及び滞納保険税の保険給付額からの控除	
根拠法令及び条項		国民健康保険法第63条の2第1項～第3項、国民健康保険法施行令第28条の6、同施行令第29条の5、国民健康保険法施行規則第32条の2、同規則第32条の4、同規則第32条の5	
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
	別紙のとおり、処分基準が法令に記載されているため。		
処分基準 設定年月日	令和7年3月28日	処分基準 最終変更年月日	令和7年3月28日
所管部署	健康部 国民健康保険課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

○国民健康保険法

第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市町村及び組合は、第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

○国民健康保険法施行令

（法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第二十八条の六 法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

- 一 世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 二 世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 三 世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 四 世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 五 前各号に類する事由があつたこと。

(準用)

第二十九条の五 第二十八条の六の規定は、法第六十三条の二第一項及び第二項に規定する政令で定める特別の事情について準用する。

○国民健康保険法施行規則

(法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間)

第三十二条の二 法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年六月間とする。

((保険給付の支払の差止め)

第三十二条の四 法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により保険者が一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようするものとする。

(一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除)

第三十二条の五 保険者は、法第六十三条の二第三項の規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主又は組合員に通知しなければならない。

一 法第六十三条の二第三項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨

二 一時差止に係る保険給付の額

三 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限